

# 自転車運転者講習制度について

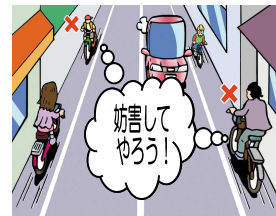


自転車運転中に危険行為を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることになります！

令和2年  
6月30日より

## 講習の対象となる危険行為に**妨害運転**が追加！

他の車両等の通行を妨害する目的で執拗にベルを鳴らす、逆走して進路を防ぐなどの「妨害運転」の追加により、講習の対象となる危険行為が15項目になります。



## 講習制度の対象となる危険行為（15項目）

- 信号無視
- 遮断踏切立入り
- 指定場所一時不停止
- 安全運転義務違反
- 通行区分違反
- 通行禁止違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- 歩道通行時の通行方法（車道寄りを通行）違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 歩行者用道路における車両の義務（徐行義務等）違反
- 交差点での優先道路通行車妨害等
- 交差点安全進行義務（右折車優先妨害等）違反
- 環状交差点での安全進行義務違反等
- 酒酔い運転
- 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行！

## 自転車運転者講習制度の流れ

① 自転車運転者が危険行為を繰り返す（3年以内に2回以上）

② 交通の危険を防止するため富山県公安委員会が自転車講習を受けるように命令

③ 講習の受講  
講習時間：3時間  
講習手数料：6,000円

受講命令違反…5万円以下の罰金

## 自転車安全利用**五**則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
夜間はライトを点灯  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

## 自転車を安全に利用するために…

- すべての世代でヘルメットを着用しましょう。
- 定期的に自転車の点検・整備を行いましょう。
- 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償責任保険に加入しましょう。

